

証券コード：2178



第13期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年5月28日(火曜日)
午前10時

場所 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー 1階
ニューピアホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内略図」を
ご参照ください。)

目次

第13期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	3
1. 企業集団の現況	3
2. 会社の現況	13
(1)株式の状況	13
(2)新株予約権等の状況	14
(3)会社役員の状況	16
(4)会計監査人の状況	20
(5)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	20
(6)会社の支配に関する基本方針	24
連結計算書類	31
連結貸借対照表	31
連結損益計算書	32
連結株主資本等変動計算書	33
計算書類	34
貸借対照表	34
損益計算書	35
株主資本等変動計算書	36
監査報告書	37
連結計算書類に係る会計監査報告	37
計算書類に係る会計監査報告	38
監査役会の監査報告	39
株主総会参考書類	41
第1号議案 剰余金処分の件	41
第2号議案 取締役8名選任の件	42
第3号議案 監査役1名選任の件	46
第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件 及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	47
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛 策）更新の件	52
定時株主総会会場ご案内略図	末尾

《事業説明会開催のお知らせ》

当日は本株主総会終了後、同会場にて事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。



Tri-Stage

証券コード 2178
2019年5月8日

株主各位

東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社トライステージ
代表取締役CEO 丸田 昭雄

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月27日(月曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー 1階 ニューピアホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期(2018年3月1日から2019年2月28日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期(2018年3月1日から2019年2月28日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
 - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 議案に対して賛否の記載がない場合
書面による議決権行使の際に議案の賛否欄に記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネット開示
連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表については、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tri-stage.jp/>)に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
したがって、本招集ご通知に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が、監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - (3) 代理人による議決権行使
代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面(株主様が署名又は記名押印した委任状)のご提出が必要となります。
 - (4) 議決権の不統一行使
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tri-stage.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告 (2018年3月1日から 2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、先行きの不透明感が残るものの、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善傾向を背景に、個人消費も持ち直し、緩やかな回復基調が続いております。

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着及びインターネット通販の拡大とともに、拡大基調が続いております。

このような環境の下、当社グループは期初において、当期を長期的な成長を実現するための準備期間として位置づけ中期経営計画をスタートさせました。ダイレクトマーケティング支援事業の売上総利益率改善やDM事業の事業規模拡大といった一定の成果が出た一方で、海外の持分法適用関連会社におけるのれん相当額の一時償却及び連結子会社の減損損失が相次いで発生したことを受け、海外事業の今後の方針を含め、グループ成長戦略及び中期経営計画の見直しを進めてまいりました。

損失の概要は、次のとおりであります。

第1四半期連結会計期間末において、持分法適用関連会社であるTV Direct Public Company Limitedについて、時価が著しく下落したことを受け、のれん相当額の一時償却を495,166千円計上しております。当連結会計年度末においても引き続き時価が下落した状態にあるため、454,892千円を持分法による投資損失に含めて営業外費用として計上いたしました。持分法による投資損失の合計額はTV Direct Public Company Limitedの業績等に対する当社持分を反映し508,266千円となりました。

また、第2四半期連結会計期間末において、連結子会社であるJML Singapore Pte. Ltd.及びPT. Merdis Internationalについて、各社の事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを踏まえて検討した結果、同事業に係る固定資産115,427千円及び同社株式取得時に計上したのれん未償却残高の全額851,304千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は53,843,891千円（前期比3.5%減）、売上総利益は5,981,983千円（前期比6.6%増）となりました。販売費及び一般管理費は5,172,371千円（前期比12.9%増）となり、営業利益は809,612千円（前期比21.6%減）、経常利益は272,112千円（前期比70.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は992,210千円（前年同期は385,913千円の利益）となりました。



Tri-Stage

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(i)ダイレクトマーケティング支援事業

テレビ事業は、既存の強みである「データ分析に基づく最適な媒体提供」、「売れる映像制作」、「効率的な受注管理」によって、顧客企業の売上及び利益の最大化に取り組みました。当期の課題である売上総利益率の改善については、メディア枠の仕入量の適正化を行い、また、採算の悪い成果報酬型取引については、取引条件の見直しを行い、リスクの低減化を推し進めました。加えて、新規及び既存顧客企業において、複数の採算に優れた番組・CMのローンチに成功しました。以上により、売上総利益率は前期比2.3ポイント改善いたしました。

WEB事業は、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、テレビとWEBの相互提案とAIツールの積極導入を実施し、新規顧客企業の獲得及び既存顧客企業との取引拡大に取り組むとともに、顧客企業の売上及び利益の最大化に取り組んでおります。主要顧客企業の広告出稿計画の見直しを受け、売上高・売上総利益ともに減少いたしました。9月には、海外で実績があるリスティング広告最適化AIツール「AdScale（アドスケール）」について、SOPHOLA株式会社のサービス開発パートナーとして日本国内での優先的なサービス提供を開始いたしました。すでに20社以上が導入し、着実に新規顧客企業の獲得と顧客企業のリスティング広告効率改善に寄与しております。費用面では、今後の成長のための人材投資として、積極的な人員採用を行い、従業員数は前期比16名増加いたしました。

この結果、売上高は31,684,139千円（前期比10.5%減）、営業利益は1,139,830千円（前期比11.8%減）となりました。

(ii)DM事業

DM事業は、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、「ゆうメール」や「クロネコDM便」等のダイレクトメール発送代行業務に取り組んでおります。昨今の発送料金値上げの影響が懸念されましたが、新規顧客企業の獲得が順調に進んだことにより、ダイレクトメール取扱通数は過去最高の年間3億通を達成いたしました。また、既存顧客企業への販売価格見直しを図り、売上総利益率の維持及び向上を推し進めました。

この結果、売上高は18,493,843千円（前期比7.9%増）、営業利益は359,882千円（前期比32.2%増）となりました。

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(iii) 海外事業

海外事業は、JML Singapore Pte. Ltd.及びPT. Merdis Internationalを中心としてASEANでのテレビ通販やEC、リテール及び卸売に取り組んでおります。引き続き厳しい状況が続いておりますが、現地での詳細な状況調査により課題は明らかになっており、事業戦略の見直しを進めております。これに伴い、まずタイにおける事業の再構築の一環として、Tri-Stage Merchandising (Thailand) Co., Ltd.を解散いたしました。当社は、引き続き、事業の選択と集中を進め、早急な業績回復を図っております。

この結果、売上高は1,798,361千円（前期比2.4%増）、営業損失は422,040千円（前年同期は316,444千円の損失）となりました。

(iv) 通販事業

通販事業は、株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを中心として、薬剤師による丁寧なカウンセリングを実施しながら一般用漢方製剤の通信販売を行っております。同事業は、テレビ、ラジオ、新聞での通信販売によって「私の漢方薬」シリーズの顧客数を増加させつつ、商品を継続的に利用していただけるよう、カウンセリングに取り組んでおります。

この結果、売上高は372,555千円（前期比466.8%増）、営業損失は271,066千円（前年同期は237,903千円の損失）となりました。

(v) その他の事業

その他の事業は、株式会社日本百貨店の営む小売事業「日本百貨店」において、各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでおります。既存店舗に加え、当期は2018年5月に初の飲食店である「日本百貨店さかば」を東京丸の内に出店、同11月に食品と雑貨を同時に扱う店舗「となり」に、日本百貨店 八王子オーパ店」を出店いたしました。費用面では、これらの開店費用や、管理体制を強化するための人件費等が増加いたしました。

この結果、売上高は1,494,991千円（前期比7.6%増）、営業利益は1,992千円（前期比91.3%減）となりました。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。



④対処すべき課題

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、依然として拡大基調が続いております。当社が強みとするテレビ通販市場は、安定した市場であるものの今後も横ばい傾向が継続することが見込まれます。このような環境の下、当社グループは「ダイレクトマーケティングのイノベーション・カンパニー」をビジョンに掲げ、テレビ通販支援で培った経験とノウハウに加え、データ基盤や最新のテクノロジーを用いて、顧客企業へ新たな価値を提供し、持続的な成長を目指しております。

また、急速に事業を拡大していることを踏まえ、人員の強化・育成を図るとともに内部統制を整備し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

各事業における対処すべき課題は、次のとおりであります。

(i) テレビ事業

テレビを使用したダイレクトマーケティング支援事業においては、データ分析に基づく最適なメディア枠の仕入や受注予測データの提供、放送予定管理システムを活用した業務効率化等により、顧客企業へより付加価値の高いサービスを提供し、売上総利益率の向上を図ってまいります。

また、当社の現在の強みは、メディア枠の提供や番組企画制作、コールセンター管理による新規顧客獲得支援ですが、今後はダイレクトデータマーケティング基盤を構築し顧客生涯価値の向上を支援することで、顧客企業の持続的な事業成長に寄与するよう努めてまいります。

(ii) WEB事業

当社はこれまで、顧客企業の主なターゲット層である60代以上の消費者が接触しているメディアが圧倒的にテレビであるため、テレビに偏重したメディア枠の提供を実施してまいりました。しかしながら昨今、PCやスマートフォン等の発達及び普及に伴い、インターネットを使用したダイレクトマーケティングが急成長を遂げております。将来のターゲット層がインターネットで何ら抵抗なく商品を購入する時代に対応するべく、WEB事業に取り組んでおります。

当社は、WEB事業を強化するため、2017年3月に株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを子会社化いたしました。同社を中心としてAIツールを活用したインターネット広告支援を行うつつ、テレビとWEBを連動させた総合的なマーケティングプランの提案を積極的に実施し、テレビ通販支援に匹敵する主力事業とするべく、業容の拡大を図ってまいります。

(iii)DM事業

DM事業においては、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、「ゆうメール」及び「クロネコDM便」のダイレクトメール発送代行を主力とし、堅調に売上高及び利益を拡大してまいりました。今後も引き続き、外部環境の変化に柔軟に対応しながら、新規顧客企業の獲得に取り組んでまいります。また、ダイレクトメール発送代行に留まらず、その上流工程であるダイレクトメールの制作やデータ加工、印刷等にも事業領域を拡大するべく、取り組んでまいります。

(iv)海外事業

アジアを中心とした新興国におけるダイレクトマーケティング市場は経済の発展と相まって急成長を遂げており、今後も高い成長が期待されております。このような状況に鑑み、当社グループはASEANの有力な通販事業者への事業投資に取り組んでまいりました。しかしながら、事業環境の変化や取扱商品の陳腐化等により業績が計画を下回り、当連結会計年度において大幅な損失を計上いたしました。こうした状況に鑑み、今後は、経営体制の変更や商品入替え等により、早期の黒字化を図ってまいります。

(v)通販事業

ダイレクトマーケティング支援事業の顧客である通販事業者の事業をより深く理解するため、2017年3月より通販事業を開始いたしました。現在は、通販事業のノウハウ蓄積や顧客データベース構築に取り組んでおりますが、今後は、効果的な販売手法を確立することで早期の黒字化を図ってまいります。

(vi)その他の事業

その他の事業については、日本全国の特産品や名産品を取り扱う小売事業「日本百貨店」において、引き続き各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでまいります。



(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2016年2月期)	第11期 (2017年2月期)	第12期 (2018年2月期)	第13期 (当連結会計年度) (2019年2月期)
売上高(千円)	37,131,747	47,302,061	55,775,816	53,843,891
経常利益(千円)	890,425	1,366,698	908,449	272,112
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	474,757	761,142	385,913	△992,210
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	17.24	27.38	13.27	△34.07
総資産(千円)	9,861,272	16,694,683	18,019,850	16,296,115
純資産(千円)	5,412,613	9,127,147	8,914,982	7,035,788
1株当たり純資産額(円)	232.40	305.91	298.18	246.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 当社は2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

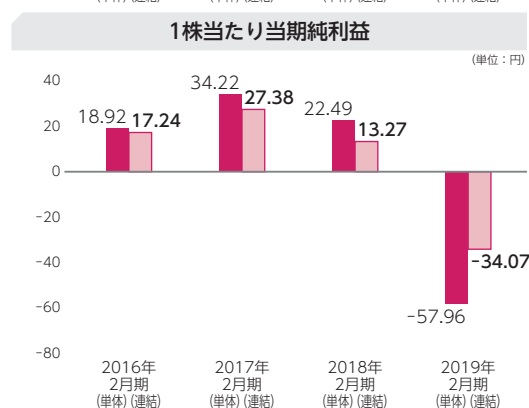
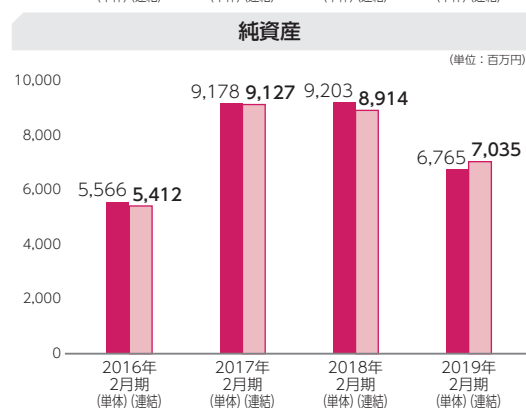
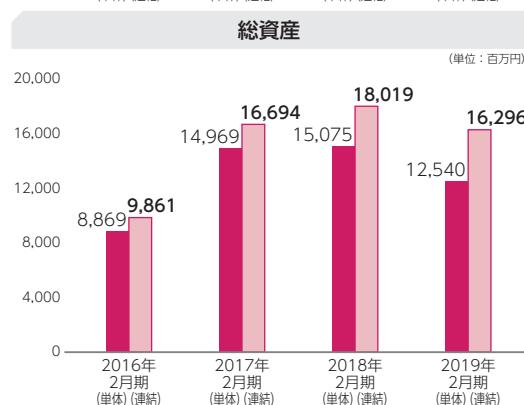
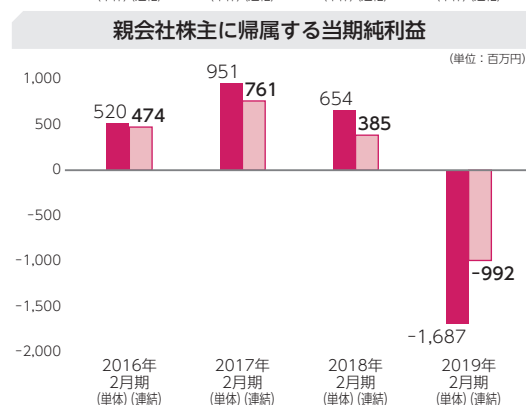
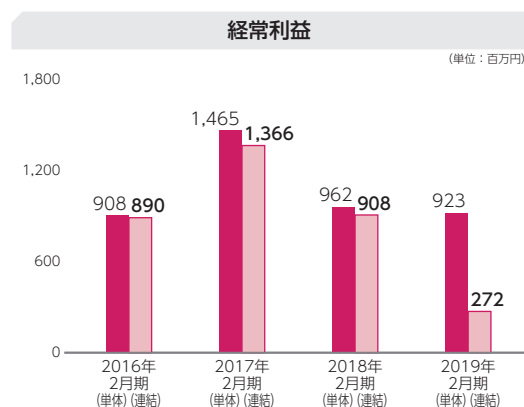
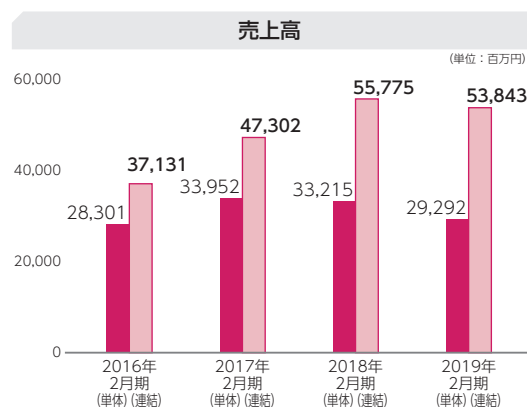
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2016年2月期)	第11期 (2017年2月期)	第12期 (2018年2月期)	第13期 (当事業年度) (2019年2月期)
売上高(千円)	28,301,781	33,952,039	33,215,893	29,292,023
経常利益(千円)	908,824	1,465,229	962,065	923,405
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	520,993	951,235	654,174	△1,687,909
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	18.92	34.22	22.49	△57.96
総資産(千円)	8,869,935	14,969,900	15,075,553	12,540,799
純資産(千円)	5,566,178	9,178,472	9,203,495	6,765,183
1株当たり純資産額(円)	239.77	314.71	314.93	243.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 当社は2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

事業報告

財務ハイライト





Tri-Stage

(3)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
メールカスタマーセンター株式会社	223,800千円	97.07%	ダイレクトメール発送代行
株式会社日本百貨店	41,500千円	100.00%	小売、卸売
株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ	326,500千円	100.00%	通信販売
株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ	25,000千円	100.00%	インターネット広告支援
JML Singapore Pte. Ltd.	149,922千円	75.00%	テレビ通販、卸売
PT. Merdis International	57,525千円	74.00%	卸売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4)主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

事業区分	事業内容
ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトマーケティング支援
D M 事業	ダイレクトメール発送代行
海外事業	海外における通信販売及び卸売
通販事業	一般用漢方製剤等の通信販売

招集
ご
通知事業
報告連結
計算
書類計算
書類監査
報告
書株主
総会
参考
書類

(5) 主要な拠点等 (2019年2月28日現在)

① 当社

名称	所在地
本 社	東京都港区
関西支店	大阪府大阪市

② 子会社

会社名	所在地
メールカスタマーセンター株式会社	東京都港区
株式会社日本百貨店	東京都港区
株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ	東京都港区
株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ	東京都港区
JML Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
PT. Merdis International	インドネシア ジャカルタ



Tri-Stage

(6) 使用人の状況 (2019年2月28日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ダイレクトマーケティング支援事業	208名	14名増
D M 事業	26名	—
海外事業	68名	5名減
通販事業	4名	1名減
その他の事業	39名	1名増
合計	345名	9名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167名	4名減	35.2歳	4.7年

(7) 主要な借入先の状況 (2019年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,599,750千円
株式会社三井住友銀行	1,287,200千円
株式会社みずほ銀行	735,665千円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社が、Hazuki Systems株式会社（現 神田通信システム株式会社）及びHazuki Company株式会社より、放送媒体枠等の売買の成否等に端を発して提起された損害賠償請求訴訟は、現在係属中であり、当社は、本請求には根拠がないものとして当社の正当性を主張しております。また、当社は、神田通信システム株式会社に対して、放送媒体枠等の売買代金の支払いを求める訴訟を提起いたしました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年2月28日現在)

- ①発行可能株式総数 96,000,000株
 ②発行済株式の総数 30,517,200株
 ③株主数 10,901名
 ④大株主

株主名	持株数	持株比率
丸田 昭雄	6,572,400株	23.75%
双日株式会社	5,782,400株	20.90%
妹尾 勲	4,272,400株	15.44%
萩原 雄二	263,700株	0.95%
今泉 亜矢	132,800株	0.48%
小林 光男	130,900株	0.47%
トライステージ従業員持株会	97,500株	0.35%
鈴木 雄太郎	67,200株	0.24%
山田 善彦	66,000株	0.23%
大津 功	62,400株	0.22%

(注) 1. 当社は、自己株式を2,854,460株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- | | |
|---------------|--|
| イ. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ロ. 取得した株式の総数 | 1,465,100株 (2019年2月28日現在) |
| ハ. 株式の取得価額の総額 | 466,556,100円 (2019年2月28日現在) |
| ニ. 取得期間 | 2019年2月1日～2019年5月24日 |
| ホ. 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) 及び市場買付 |



(2)新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2019年2月28日現在)

	第5回新株予約権(注)1	第6回新株予約権(注)1
発行決議日	2015年3月12日	2015年6月17日
新株予約権の数	277個	276個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 110,800株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 110,400株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額	無償とする	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり141,200円 (1株当たり 353円)	新株予約権1個当たり175,600円 (1株当たり 439円)
権利行使期間	2017年4月4日から 2020年4月3日まで	2017年7月4日から 2020年7月3日まで
行使の条件	(注)2	(注)2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 277個 目的となる株式数 110,800株 保有者数 3名
	社外取締役	—
	監査役	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2017年5月26日	2018年5月25日
新株予約権の数	996個	108個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 99,600株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 10,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償とする	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり65,800円 (1株当たり 658円)	新株予約権1個当たり45,400円 (1株当たり 454円)
権利行使期間	2019年6月14日から 2022年6月13日まで	2020年6月14日から 2023年6月13日まで
行使の条件	(注)2	(注)2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 108個 目的となる株式数 10,800株 保有者数 1名
	社外取締役	—
	監査役	—

- (注) 1. 当社は、2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。
2. 下記①～⑧のいずれかに該当することとなった場合、下記①～⑧記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。
- ①新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合 当該違反の事実が発生した時点

事業報告

- ②新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く 地位を喪失した時点
- ③当社が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社がその旨を決議した時点
- ④新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、囑託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合 当該事実が該当した時点
- ⑤新株予約権者が死亡した場合 新株予約権者が死亡した時点
- ⑥新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点
- ⑦新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点
- ⑧その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権
発行決議日		2018年5月25日
新株予約権の数		280個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 28,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり45,400円 (1株当たり 454円)
権利行使期間		2020年6月14日から 2023年6月13日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 280個 目的となる株式数 28,000株 交付者数 2名
	子会社の役員及び使用人	—

(注) 下記①～⑧のいずれかに該当することとなった場合、下記①～⑧記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。

- ①新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合 当該違反の事実が発生した時点
- ②新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く 地位を喪失した時点
- ③当社が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社がその旨を決議した時点
- ④新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、囑託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合 当該事実が該当した時点
- ⑤新株予約権者が死亡した場合 新株予約権者が死亡した時点
- ⑥新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点
- ⑦新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点
- ⑧その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる



Tri-Stage

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態 (2019年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	丸 田 昭 雄	会社経営及び業務執行全般並びに内部監査室 管掌 メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長 株式会社日本百貨店 取締役 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役
取締役CVO	妹 尾 勲	会社経営及び業務執行全般
取締役COO	辻 壮	会社経営及び業務執行全般並びに海外事業部、経営企画部、経理財務部、人事総務部、営業管理室及び事業開発部 管掌 JML Singapore Pte. Ltd. Director JML Direct (M) Sdn. Bhd. Director PT. Merdis International Director TV Direct Public Company Limited Director
取締役 上席執行役員	前 田 充 章	コンタクトセンター部、データマーケティング推進室、メディア部及び情報システム部 管掌 株式会社メイキップ 社外取締役
取締役	加 島 敏 幸	
取締役	杉 山 博 高	
取締役	中 條 宰	株式会社ヌプリ 代表取締役 株式会社スタイルポート 取締役
常勤監査役	柳 瀬 貞 朝	メールカスタマーセンター株式会社 監査役 株式会社日本百貨店 監査役 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 監査役 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 監査役
監査役	藤 井 幹 晴	八重洲グローバル法律事務所 パートナー イー・フレーム株式会社 社外監査役
監査役	庄 村 裕	庄村公認会計士事務所 所長 合同会社グローアップ 代表社員 株式会社オートウェーブ 社外監査役 双葉電子工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役加島敏幸氏、杉山博高氏及び中條宰氏は、社外取締役であります。
2. 取締役辻壮氏は、2018年3月1日付で、JML Singapore Pte. Ltd.、JML Direct (M) Sdn. Bhd.及びPT. Merdis InternationalのDirectorに就任し、同年3月30日付で、TV Direct Public Company LimitedのDirectorに就任しております。また、同氏は、同年6月26日付で、さくらインターネット株式会社の取締役を退任しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

事業報告

- 取締役前田充章氏は、2018年9月30日付で、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズの取締役を退任しております。
- 取締役中條宰氏は、2018年7月30日付で、株式会社あしたのチームの社外取締役を退任しております。
- 監査役藤井幹晴氏は、2018年8月20日付で、八重洲法律事務所から八重洲グローバル法律事務所へ所属事務所が変更しております。
- 監査役柳瀬貞朝氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏は、社外監査役であります。
- 監査役柳瀬貞朝氏は、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役藤井幹晴氏は、弁護士としての専門的見識を有しております。
- 監査役庄村裕氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見及び様々な業態の企業に対する会計監査や内部統制構築・評価支援などの豊富な経験を有しております。
- 当社は取締役加島敏幸氏、杉山博高氏、中條宰氏、監査役柳瀬貞朝氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役加島敏幸氏、杉山博高氏及び中條宰氏は法令が定める額とし、監査役柳瀬貞朝氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏は3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3)	135,318千円 (16,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3)	17,100千円 (17,100千円)
合計 (うち社外役員)	10名 (6)	152,418千円 (33,300千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2017年5月26日開催の第11期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、2006年3月15日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記取締役の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額6,310千円が含まれております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。



④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中條幸氏が代表取締役を兼職しております株式会社ヌプリ、取締役を兼職しております株式会社スタイルポート及び社外取締役を兼職しておりました株式会社あしたのチームと当社との間には、特別の関係はありません。

監査役柳瀬貞朝氏が監査役を兼職しておりますメールカスタマーセンター株式会社は、当社が株式の97.07%を保有する連結子会社であります。また、同氏が監査役を兼職しております株式会社日本百貨店、株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ及び株式会社アドフレックス・コミュニケーションズは、当社が株式の100.00%を保有する連結子会社であります。

監査役藤井幹晴氏がパートナーを兼職しております八重洲グローバル法律事務所、社外監査役を兼職しておりますエー・フレーム株式会社及びパートナーを兼職しておりました八重洲法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役庄村裕氏が所長を兼職しております庄村公認会計士事務所、代表社員を兼職しております合同会社グローアップ、社外監査役を兼職しております株式会社オートウェーブ及び社外取締役を兼職しております双葉電子工業株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	加島敏幸	当事業年度に開催された取締役会28回のうち28回すべてに出席いたしました。会社の社長などを歴任した経験を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	杉山博高	当事業年度に開催された取締役会28回のうち28回すべてに出席いたしました。会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	中條 宰	当事業年度に開催された取締役会28回のうち27回に出席いたしました。会社の社長を歴任した経験及び新規事業開発の豊富な経験等を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤 監査役	柳瀬貞朝	当事業年度に開催された取締役会28回のうち28回すべてに出席、監査役会18回のうち18回すべてに出席いたしました。金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行っているほか、取締役及び使用人からの報告、聴取、決裁書類その他の重要な書類の閲覧を行い、常勤監査役としての監査機能を果たしております。また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	藤井幹晴	当事業年度に開催された取締役会28回のうち26回に出席、監査役会18回のうち18回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	庄村 裕	当事業年度に開催された取締役会28回のうち27回に出席、監査役会18回のうち17回に出席いたしました。公認会計士として様々な業態の企業に対する会計監査や内部統制構築・評価支援などの豊富な経験に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行っているほか、独立社外監査役としての監視・監督機能を果たしております。また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。



(4) 会計監査人の状況

①名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

②報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33,783千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,783千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2018年4月12日）

(1) 会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号／会社法施行規則第100条第1項第4号）

イ. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を文化した「トライステージ行動指針」等を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を従業員に反復伝達します。

- ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。
- ハ. 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。
- ニ. リスク管理規程及びコンプライアンス規程により、社内の不正行為や事故、反社会的勢力との関連性等の内部情報をグループホットライン又は取締役会の諮問機関であるリスク管理委員会に直接通報できる仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。
- ホ. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、総務部門を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

(2)会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係る文書及び情報については、法令、定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

(3)会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、営業管理部門、経理部門、法務部門、総務部門、人事部門、情報システム部門及び経営企画部門による社内横断的なリスクの予防及び管理の検討に加え、2018年3月1日よりリスク管理委員会を設置し、リスク管理計画の企画及び立案を行い、リスクの未然防止策、事故発生時の対策及び改善策等、総合的なリスクマネジメントを行います。

(4)会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、毎月1回定例取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、取締役会、執行役員会及び経営会議において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。



**(5)会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)**

当社は、関係会社管理規程を設け、子会社業務を主管する部門を定め、子会社との意思疎通を図り、協調、協力を行っております。また、一定の重要事項に関しては、当社取締役会の承認を得るとともに、リスク情報に関しては当社取締役会に報告することとしております。

当社は、当社の執行役員から構成される執行役員会を毎週開催しており、子会社からその職務執行状況の報告を受けるとともに、一定の重要事項に関しては、取締役会に先立ち、執行役員会の事前の承認を得ることとしております。また、リスク情報に関しては、取締役会への報告と併せて執行役員会への報告もすることとしております。

加えて、子会社の企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営企画部門により、子会社のリスクの予防及び管理の検討を実施しております。

子会社の取締役会は、毎月開催しており、当社から選任された取締役とともに、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

当社は、子会社を対象とした内部監査の実施、当社と同水準の規程の整備及び運用等を行い、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

(6)会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の会社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号／会社法施行規則第100条第3項第2号／会社法施行規則第100条第3項第3号)

現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能としますが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとし、その実効性は適時代表取締役と監査役が意見交換を行うことで確保します。

(7)会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号／会社法施行規則第100条第3項第5号)

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。また、適宜子会社の取締役及び使用人との意見交換を行い、子会社の重要事項の報告を受けております。さらに、グループホットライン制度運用規程を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人は当社及び子会社の業務並びに業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を確認した場合には、速やかに監査役、外部弁護士及び外部委託先に報告できる体制を整えております。

監査役は当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう情報の管理を行っております。

**(8)会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第6号)**

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、職務の執行に必要なものを除き会社に対し請求できる体制を整えております。

**(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)**

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的に取り締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1)取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は28回開催しており、経営上の意思決定を行っております。また取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

(2)監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は18回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人及び内部監査担当者との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行を監査しております。

(3)リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防及び迅速な対応のため、リスク管理規程、コンプライアンス規程及びグループホットライン制度運用規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、リスク管理委員会を設置し、経営層と現場との間で、リスク情報の疎通が適切に行われるような体制を備えております。さらに、従業員に対しては定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。



(6) 会社の支配に関する基本方針

一 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もあります。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

二 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

1 企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、顧客企業に合わせてその全部又は一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの

提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、データ分析に基づく一括仕入れによる豊かつ費用対効果の高い媒体の調達力、経験と独自の評価・分析に基づく番組・CM制作ノウハウ、複数のコンタクトセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、各種データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験とデータ分析に基づいた一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

番組・CM制作ノウハウにおいては、豊富な経験のみならず、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価する等の独自の評価・分析を行っております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コンタクトセンターを一括して取りまとめ、顧客商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、顧客企業に対し効果的なプランを提案しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データ等を用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、顧客企業との長期的かつ強い信頼関係の構築に繋がっております。

2 企業価値の向上に資する取り組み

当社グループは「ダイレクトマーケティングのイノベーション・カンパニー」をビジョンに掲げ、テレビ通販支援で培った経験とノウハウに加え、データ基盤や最新のテクノロジーを用いて、顧客企業へ新たな価値を提供すべく、各種事業を展開しております。

ダイレクトマーケティング支援事業のうち、テレビ事業は、既存の強みである「データ分析に基づく最適な媒体提供」、「売れる映像制作」、「効率的な受注管理」によって、顧客企業の通販売上最大化に取り組みました。当期の課題である売上総利益率の改善については、メディア枠の仕入量の適正化を行うとともに、採算の悪い成果報酬型取引については、取引条件の見直しを



Tri-Stage

行い、リスクの低減化を推し進めております。また、WEB事業は、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、テレビとWEBの相互提案とAIツールの積極導入を実施し、新規顧客獲得及び既存顧客との取引拡大に取り組むとともに、今後の業容拡大のための積極的な人員採用を図りました。

DM事業は、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、「ゆうメール」や「クロネコDM便」等のダイレクトメール発送代行業務に取り組んでおります。新規顧客企業の獲得が順調に進んだことにより、ダイレクトメール取扱通数は過去最高の3億通を達成いたしました。

海外事業は、海外子会社等を中心としてASEANでのテレビ通販やEC、リテール及び卸売に取り組んでおります。厳しい状況が続いておりますが、引き続き事業の選択と集中を進め、早急な業績回復を図っております。

通販事業は、株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを中心として、薬剤師による丁寧なカウンセリングを実施しながら一般用漢方製剤の通信販売を行っております。テレビ、ラジオ、新聞での通信販売によって「私の漢方薬」シリーズの顧客数を増加させつつ、商品を継続的に利用していただけるよう、カウンセリングに取り組んでおります。

その他の事業は、株式会社日本百貨店の営む小売事業「日本百貨店」において、各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでおります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、2016年5月26日開催の第10期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」）を更新いたしました。本プランの概要は次のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主又は大

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会
参考書類

□出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下これらを「必要情報」）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うに当たり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。



Tri-Stage

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

当社取締役会が上記の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとしします。

本プランの有効期間は、2016年5月26日開催の当社第10期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとしします。

なお、2019年4月11日開催の取締役会において、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として、本プランを継続することを決定いたしました。詳細は、株主総会参考書類の第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」をご参照ください。

四 当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、2016年5月26日開催の当社第10期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前で



Tri-Stage

あっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更又は廃止します。その意味で、本プランは、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会
参考書類

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年2月28日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,241,945	流 動 負 債	6,767,295
現 金 及 び 預 金	6,183,230	買 掛 金	4,464,193
受取手形及び売掛金	7,223,392	短 期 借 入 金	1,434,374
有 価 証 券	134,533	リ ー ス 債 務	19,268
商 品	374,021	未 払 法 人 税 等	126,008
仕 掛 品	8,872	賞 与 引 当 金	13,454
貯 蔵 品	5,252	役 員 賞 与 引 当 金	16,800
繰延税金資産	85,680	ポ イ ン ト 引 当 金	7,269
そ の 他	233,318	返 品 調 整 引 当 金	38,660
貸 倒 引 当 金	△6,354	そ の 他	647,265
固 定 資 産	2,004,991	固 定 負 債	2,493,032
有 形 固 定 資 産	378,221	長 期 借 入 金	2,188,241
建 物	305,784	リ ー ス 債 務	23,518
工具、器具及び備品	38,441	繰延税金負債	158
車 両 運 搬 具	584	退職給付に係る負債	112,341
リ ー ス 資 産	27,925	資 産 除 去 債 務	111,959
そ の 他	5,484	そ の 他	56,813
無 形 固 定 資 産	702,541	負 債 合 計	9,260,327
の れ ん	444,198	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	253,271	株 主 資 本	6,794,329
そ の 他	5,070	資 本 金	645,547
投 資 そ の 他 の 資 産	924,229	資 本 剰 余 金	744,808
投 資 有 価 証 券	487,838	利 益 剰 余 金	6,568,350
差 入 保 証 金	342,858	自 己 株 式	△1,164,377
破 産 更 生 債 権 等	40,692	その他の包括利益累計額	31,625
繰延税金資産	61,205	その他有価証券評価差額金	383
そ の 他	32,327	為 替 換 算 調 整 勘 定	31,241
貸 倒 引 当 金	△40,692	新 株 予 約 権	37,107
繰 延 資 産	49,178	非 支 配 株 主 持 分	172,725
開 業 費	49,178	純 資 産 合 計	7,035,788
資 産 合 計	16,296,115	負 債 純 資 産 合 計	16,296,115

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



Tri-Stage

連結損益計算書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売上高			53,843,891
売上原価			47,781,820
売上総利益			6,062,070
返品調整引当金繰入額			80,086
差引売上総利益			5,981,983
販売費及び一般管理費			5,172,371
営業利益			809,612
営業外収益			
受取利息	9,208		
受取配当金	10		
受取手数料	3,749		
助成金収入	2,420		
その他	2,354		17,743
営業外費用			
支払利息	25,591		
持分法による投資損失	508,266		
為替差損	5,496		
その他	15,889		555,243
経常利益			272,112
特別利益			
固定資産売却益	267		
新株予約権戻入益	2,638		
投資有価証券売却益	27,703		30,609
特別損失			
固定資産除却損	38,525		
減損損失	1,008,383		
その他	8,681		1,055,590
税金等調整前当期純損失			752,868
法人税、住民税及び事業税	296,601		
法人税等調整額	△44,639		251,961
当期純損失			1,004,829
非支配株主に帰属する当期純損失			12,619
親会社株主に帰属する当期純損失			992,210

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位:千円)

	株主資本					その他の 包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2018年3月1日残高	645,547	746,108	7,851,739	△702,726	8,540,669	350	141,241	141,591	33,493	199,227	8,914,982
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当			△291,178		△291,178						△291,178
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△992,210		△992,210						△992,210
自己株式の取得				△466,559	△466,559						△466,559
自己株式の処分		△1,300		4,908	3,608						3,608
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						33	△109,999	△109,966	3,613	△26,501	△132,854
連結会計年度中の 変動額合計	-	△1,300	△1,283,388	△461,651	△1,746,339	33	△109,999	△109,966	3,613	△26,501	△1,879,193
2019年2月28日残高	645,547	744,808	6,568,350	△1,164,377	6,794,329	383	31,241	31,625	37,107	172,725	7,035,788

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



Tri-Stage

計算書類

貸借対照表 (2019年2月28日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,712,761	流 動 負 債	3,553,292
現金及び預金	4,206,248	買掛金	2,012,975
売掛金	4,234,990	短期借入金	1,098,724
有価証券	134,533	リース債務	6,047
貯蔵品	1,204	未払金	215,281
前渡金	5,321	未払費用	31,740
前払費用	42,779	未払法人税等	40,390
繰延税金資産	62,422	前受金	670
その他の他	115,179	その他の他	147,461
貸倒引当金	△89,918	固 定 負 債	2,222,323
固 定 資 産	3,828,038	長期借入金	2,050,000
有形固定資産	159,287	リース債務	1,660
建物	130,703	退職給付引当金	95,531
工具、器具及び備品	21,913	資産除去債務	75,132
リース資産	6,670	負 債 合 計	5,775,616
無形固定資産	193,260	純資産の部	
ソフトウェア	190,787	株 主 資 本	6,728,076
商標権	2,473	資 本 金	645,547
投資その他の資産	3,475,489	資 本 剰 余 金	745,758
関係会社株式	3,190,579	資本準備金	635,547
長期貸付金	7,339	その他資本剰余金	110,211
差入保証金	232,562	利 益 剰 余 金	6,501,146
破産更生債権等	27,523	その他利益剰余金	6,501,146
繰延税金資産	45,008	繰越利益剰余金	6,501,146
貸倒引当金	△27,523	自 己 株 式	△1,164,377
資 産 合 計	12,540,799	新 株 予 約 権	37,107
		純 資 産 合 計	6,765,183
		負 債 純 資 産 合 計	12,540,799

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,292,023
売 上 原 価		25,696,292
売 上 総 利 益		3,595,730
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,585,740
営 業 利 益		1,009,989
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,684	
受 取 配 当 金	16,949	
そ の 他	1,678	21,312
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,983	
為 替 差 損	336	
貸 倒 引 当 金 繰 入	89,196	
そ の 他	380	107,897
経 常 利 益		923,405
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	267	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	27,361	
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,638	30,267
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	34,091	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,401,954	
そ の 他	295	2,436,341
税 引 前 当 期 純 損 失		1,482,668
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	224,975	
法 人 税 等 調 整 額	△19,733	205,241
当 期 純 損 失		1,687,909

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



Tri-Stage

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位:千円)

(単位: 千円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
2018年3月1日残高	645,547	635,547	111,511	747,058	8,480,234	8,480,234	△702,840	9,170,001	33,493	9,203,495
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当					△291,178	△291,178		△291,178		△291,178
当期純損失 (△)					△1,687,909	△1,687,909		△1,687,909		△1,687,909
自己株式の取得							△466,559	△466,559		△466,559
自己株式の処分			△1,300	△1,300			5,022	3,722		3,722
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									3,613	3,613
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,300	△1,300	△1,979,088	△1,979,088	△461,536	△2,441,925	3,613	△2,438,312
2019年2月28日残高	645,547	635,547	110,211	745,758	6,501,146	6,501,146	△1,164,377	6,728,076	37,107	6,765,183

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知事業
報告連結
計算書類計算
書類監査
報告書株主
総会
参考書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月22日

株式会社トリステージ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリステージの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリステージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



Tri-Stage

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月22日

株式会社トライステージ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライステージの2018年3月1日から2019年2月28日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005（平成17）年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



Tri-Stage

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月22日

株式会社トライステージ 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	柳	瀬	貞	朝	㊟
社外監査役	藤	井	幹	晴	㊟
社外監査役	庄	村		裕	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、業績、投資状況、財務状況を総合的に勘案したうえで、柔軟な利益還元策を実施していく方針です。

この配当方針に基づき、第13期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は193,639,180円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月29日といたしたいと存じます。



Tri-Stage

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	マルタ アキオ 丸 田 昭 雄 (1969年1月22日生)	1991年4月 株式会社大広入社 2002年3月 株式会社ディー・クリエイト入社 DRS事業部設立、プロデューサー就任 2006年3月 当社代表取締役就任 2006年12月 当社代表取締役COO就任 2014年4月 メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長就任（現任） 2014年5月 当社代表取締役会長就任 2017年3月 株式会社日本百貨店取締役就任（現任） 2017年3月 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役就任（現任） 2017年3月 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役就任（現任） 2018年5月 当社代表取締役CEO就任（現任） （現在に至る） (担当) 会社経営及び業務執行全般 並びにCEOオフィス及び営業管理室 管掌 (重要な兼職の状況) メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長 株式会社日本百貨店 取締役 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役	6,572,400株
2	セノオ イサオ 妹 尾 勲 (1960年9月25日生)	1983年4月 株式会社大広入社 2002年3月 株式会社ディー・クリエイト入社 DRS事業部設立、ゼネラルマネージャー就任 2006年3月 当社取締役就任 2006年11月 当社代表取締役就任 2006年12月 当社代表取締役CEO就任 2012年11月 メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長就任 2014年5月 当社取締役社長執行役員就任 2016年11月 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役就任 2018年5月 当社取締役CVO就任（現任） （現在に至る） (担当) 会社経営及び業務執行全般 並びに九州支店 管掌 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	4,272,400株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	ツジ タケシ 辻 壮 (1966年7月16日生)	1991年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 2010年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・スリーシー（現 株式会社NTTデータ・スマートソーシング）取締役就任 2014年1月 双日株式会社産業情報部部長 2014年6月 双日システムズ株式会社取締役就任 さくらインターネット株式会社取締役就任 2016年4月 双日株式会社航空産業・情報本部本部長補佐 2016年5月 当社社外取締役就任 2018年3月 当社取締役就任 JML Singapore Pte. Ltd. Director就任（現任） JML Direct (M) Sdn. Bhd. Director就任（現任） PT. Merdis International Director就任（現任） TV Direct Public Company Limited Director就任（現任） 2018年5月 当社取締役COO就任（現任） （現在に至る） （担当） 会社経営及び業務執行全般 並びに海外事業部、経営企画部及び人事総務部 管掌 （重要な兼職の状況） JML Singapore Pte. Ltd. Director JML Direct (M) Sdn. Bhd. Director PT. Merdis International Director TV Direct Public Company Limited Director	一株
4	マエダ ミツアキ 前田 充章 (1965年11月7日生)	1988年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2003年10月 ぴあ株式会社入社 2005年4月 フリービット株式会社入社 2008年8月 株式会社ドリコム入社、上席執行役員事業本部長就任 2009年6月 株式会社ドリコムマーケティング（現 グローバルパートナーズ株式会社）取締役就任 2013年7月 当社入社 2014年5月 当社執行役員就任 2014年5月 当社取締役執行役員就任 2016年5月 当社取締役上席執行役員就任（現任） 2017年3月 株式会社メイキップ社外取締役就任（現任） 2017年3月 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ取締役就任 （現在に至る） （担当） コンタクトセンター部、メディア部 及び情報システム部 管掌 （重要な兼職の状況） 株式会社メイキップ 社外取締役	一株



Tri-Stage

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	※ フ ラ タ ヤスヒサ 倉 田 育 尚 (1956年3月27日生)	1979年 4 月 株式会社大広入社 2005年 6 月 同社執行役員就任 2009年 6 月 同社取締役執行役員就任 2010年 4 月 同社取締役常務執行役員就任 2011年 4 月 同社取締役専務執行役員就任 2015年 5 月 当社入社、執行役員就任（現任） （現在に至る） (担当) 第1 営業部、第2 営業部、ビジネス開発室 及び関西支店 管掌 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	一株
6	カ シ マ トシユキ 加 島 敏 幸 (1948年8月31日生)	1971年 4 月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 1997年 4 月 住友銀行キャピタル・マーケット会社（現 SMBC キャピタル・マーケット会社） 社長就任 2003年 7 月 株式会社ロイヤルホテル入社、常務執行役員 総合企画部長就任 2004年 6 月 同社取締役就任 2005年 5 月 同社常務取締役就任 2006年 6 月 同社代表取締役専務取締役就任 2009年 4 月 同社代表取締役副社長就任 2010年 6 月 株式会社東京ロイヤルホテル 代表取締役社長就任 2012年 5 月 東西建築サービス株式会社非常勤監査役就任 2014年 5 月 当社社外取締役就任（現任） （現在に至る） (担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	一株

招集
ご通知事業
報告連結
計算書類計算
書類監査
報告書株主
総会参考書類

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	スギヤマ ヒロタカ 杉 山 博 高 (1954年 3月30日生)	1977年 4 月 ソニー商事株式会社(現 SFIリーシング株式会 社) 入社 1983年 6 月 ソニー株式会社入社 2005年 3 月 ソニースタイル・ジャパン株式会社(現 ソニ ーマーケティング株式会社) 取締役就任 2007年 4 月 同社代表取締役社長就任 2008年10月 ソニーテクノクリエイティブ株式会社 取締役副社長就任 2009年 3 月 同社代表取締役社長就任 2010年11月 フェリカネットワークス株式会社 代表取締役社長就任 2015年 5 月 当社社外取締役就任(現任) (現在に至る) (担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	一株
8	チュウジョウ オサム 中 條 宰 (1964年 7月26日生)	1988年 4 月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルート ホールディングス) 入社 2003年10月 ソネット・エムスリー株式会社(現 エムスリ ー株式会社) 入社 2005年 5 月 同社執行役員就任 2005年 6 月 MediC&C取締役就任 2007年 6 月 ソネット・エムスリー株式会社(現 エムスリ ー株式会社) 取締役就任 2009年12月 エムスリーキャリア株式会社代表取締役就任 2014年12月 株式会社ヌプリ代表取締役就任(現任) 2015年 5 月 当社社外取締役就任(現任) 2015年 6 月 株式会社あしたのチーム社外取締役就任 2017年11月 株式会社スタイルポート取締役就任(現任) (現在に至る) (担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 株式会社ヌプリ 代表取締役 株式会社スタイルポート 取締役	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 加島敏幸氏、杉山博高氏及び中條宰氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 加島敏幸氏は、会社の社長などを歴任した経験を有しており、独立社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営体制に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 杉山博高氏は、会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験を有しており、独立社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般、海外事業推進に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 中條宰氏は、会社の社長を歴任した経験及び新規事業開発の豊富な経験を有しており、独立社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般、新規事業開発に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。



Tri-Stage

5. 加島敏幸氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。また、杉山博高氏、中條幸氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第31条（損害賠償責任の一部免除）を定めております。本議案が承認可決され、各候補者が再任された場合は、当社と各社外取締役候補者との間で責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
7. 当社は、加島敏幸氏、杉山博高氏及び中條幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、各候補者が再任された場合は、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役柳瀬貞朝氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
※ オ オ タ ジョウジ 太 田 譲 治 (1959年11月23日生)	1984年4月 日本輸出入銀行（現 国際協力銀行）入行 1986年11月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 1998年2月 A.T.カーニー株式会社入社 2001年10月 オリックス株式会社入社 2004年8月 株式会社フェニックス取締役就任 2005年6月 株式会社サイバード入社 2005年6月 アクシスソフト株式会社顧問就任 2005年9月 株式会社プラス・モバイル・コミュニケーション取締役就任 2005年9月 株式会社C&Tモバイルサポート代表取締役社長就任 2006年2月 株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズ代表取締役社長就任 2007年8月 Airborne Entertainment Inc.取締役就任 2008年2月 マカフィー株式会社入社 2010年4月 大幸薬品株式会社入社 2018年10月 株式会社レナサイエンス入社 2019年1月 同社取締役就任 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 太田譲治氏は、社外監査役候補者であります。
4. 太田譲治氏は、長年にわたる多様な業種の経営者等としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第41条（損害賠償責任の一部免除）を定めております。本議案が承認可決され、太田譲治氏が社外監査役として選任された場合は、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、上記候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第4号議案 スtock・オプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対しStock・オプションとしての新株予約権を発行する件及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、その額が確定していないため、取締役の金銭による報酬額とは別に、その内容及び算定方法について併せてご承認をお願いするものであります。

Stock・オプションとしての新株予約権は当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的としています。Stock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役（社外取締役を含みません）については、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。

上記に鑑み、当社は、Stock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は3名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役は3名）となり、Stock・オプションとしての新株予約権の割当数は、当社取締役に對し4,800個が上限となります。

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、Stock・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権4,800個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式480,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。



Ⅲ. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記3.(2)①の規定を準用する。また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3)上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。



Tri-Stage

- (4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
4. 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過した日から3年間
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2)当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会参考書類

からホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記１.に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記２.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記４.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記４.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記５.に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

（８）新株予約権の取得条項

上記７.に準じて決定する。

（９）その他の新株予約権の行使の条件

下記１０.に準じて決定する。

９．新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

１０．その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。



第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2012年12月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の1つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、その後、2013年5月29日開催の当社第7期定時株主総会及び2016年5月26日開催の当社第10期定時株主総会にて、同対応策を継続することについてご承認いただいておりますが（以下、継続された対応策を「旧プラン」）、旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされております。

当社は、この旧プランの有効期間の満了に先立ち、2019年4月11日の当社取締役会決議において、本定時株主総会で株主の皆様からのご承認をいただくことを条件として、更新すること（以下「本更新」）。また本更新後の旧プランを「本プラン」）について、決定いたしました。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付行為（下記2.「提案の内容」の1.（1）に定義）であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、当社株式の大規模買付行為に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もあります。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えております。

そこで、当社は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の買収を抑止するとともに、当社株式の買収が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、本更新を行うことといたしました。

2. 提案の内容

1. 本プランの内容

(1) 本プランの適用（大規模買付行為の意義）

当社の発行する株券等（※1）の買付行為（買付け等その他の取得（※2）、買付け等その他の取得の申込みまたは売付け等その他の処分の申込みの勧誘を含む。以下同じ）を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※3）」）の議決権割合（※4）を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、または、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為またはこれに類似する行為の一方または双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

※2 買付け等その他の取得には、当社株式を担保とする契約の設定段階を含むものとします。

※3 大規模買付者グループとは、(i) 当社の株券等（同法第27条の23第1項に規定する株券等）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じ）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。以下同じ）、並びに(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含む）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者）を意味します。

※4 議決権割合とは、(i) 大規模買付者グループが上記※3 (i) の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数）を加算して計算するものとする）、(ii) 大規模買付者グループが上記※3 (ii) の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合）の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、当社は、その合理的な裁量において、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書等に依拠することができるものとします。

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を



Tri-Stage

記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。なお、意向表明書のほか、下記に定める必要情報その他の本プランに従って大規模買付者と当社の間でやりとりされる全ての書面、メール、ファクシミリ等における使用言語は日本語に限りします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下これらを「必要情報」という）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部または一部を開示します。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ①大規模買付者グループの概要（大規模買付者グループの役職者の経歴・経験等を含む）
 - ②大規模買付行為によって達成しようとする目的
 - ③大規模買付行為の方法及び内容
 - ④買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
 - ⑤大規模買付行為完了後に実施を予定する当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
 - ⑥大規模買付行為完了後における当社の株主（大規模買付者を除く）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
 - ⑦大規模買付行為完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
 - ⑧反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません）及び関連性が存在する場合にはその内容
 - ⑨大規模買付行為のために投下した資本の回収方針
- (3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うに当たり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、下記4. 記載のとおり、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

(4) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

(5) 本プランの適用除外

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

2. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法、その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。なお、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が本プランを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合に該当するものとします。

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

①株券等を買占め、その株券等について当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為



- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- (c) 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類・時期・方法の適法性、実現可能性、買付等の後における事業計画、及び当社の他の株主、顧客、従業員等の利害関係者に対する対応方針等を含む）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な大規模買付行為である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等との関係または当社の企業風土を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- (e) いわゆる反社会的組織もしくはテロ関連組織またはそれらの組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為である場合
3. 対抗措置を発動する場合の手続
- 当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。特別委員会の概要については添付資料のとおりです。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。
4. 株主の意思確認手続
- 当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

5. 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記3. の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づきまたは勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示します。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プラン更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの更新時点においては、新株予約権無償割当て等を行われませんので、株主の皆様の権利関係及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。対抗措置の発動時には、株主の皆様（大規模買付者等を除く）が権利関係または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。なお、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。



(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当該決定に際して割当期日を定め、これを公告いたします。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、当社の書式による一定の誓約書をご提出いただいたうえ、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除く）は、原則として、新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります（この場合も、株主の皆様は当社の書式による一定の誓約書をご提出いただくことがあります）。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

7. 本プランの有効期間、廃止及び変更等

本プランの有効期間は、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または、②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融取引所規則の変更またはこれらの解釈・適用の変更または税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更等軽微な変更は除く）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、開示を行います。そのほか、本プランの内容については、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い継続的に開示する予定です。

以 上

別紙

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会が定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除く）1株につき1個の割合で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。また、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く）を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者、その共同保有者及びその特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けまたは承継した者、これらの者の関連者（親会社、子会社、兄弟会社及び協調して行動する者として取締役会が認めた者を含む。以下、本項に基づき新株予約権を行使することができない者を総称して「非適格者」）は、一定の例外的事由（※）が存する場合を除き、新株予約権を行使できない。

7. 取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（ただし、非適格者を除く）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引き換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

※ 具体的には、(x)大規模買付者が新株予約権無償割当ての決議後に大規模買付行為を中止もしくは撤回または爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)大規模買付者グループの議決権割合（ただし、議決権割合の計算にあたっては、大規模買付者グループ以外の非適格者



Tri-Stage

についても大規模買付者グループとみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者議決権割合」)が、(i)当該大規模買付行為の前における非適格者議決権割合または(ii)25%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることが定められることが予定されている。なお、かかる非適格者による新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとする。

以上

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会参考書類

〈添付資料〉

特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)以下の要件を満たす者の中から、当社取締役会が選任する者とします。

- ① 当社の業務執行を行う経営陣から独立している有識者
- ② 有識者については、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者であり、かつ、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者

2. 委員の略歴

① 福島 洋尚（ふくしま ひろなお）

（略歴） 1994年 4月 南山大学法学部専任講師
1997年 4月 南山大学法学部助教授
2000年 4月 法政大学法学部助教授
2003年 4月 法政大学法学部教授
2006年 9月 ミュンヘン大学法学部客員研究員（2008年8月退任）
2008年 12月 公認会計士試験委員（企業法）（2012年2月退任）
2011年 4月 早稲田大学大学院法務研究科教授（現任）

② 仁科 秀隆（にしな ひでたか）

（略歴） 2002年 10月 第二東京弁護士会登録
アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）所属
2003年 4月 日本銀行業務局に出向（2004年3月まで）
2006年 5月 法務省民事局参事官室に出向（2008年6月まで）
2010年 2月 中村・角田・松本法律事務所所属
2011年 1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任）

③ 藤井 幹晴（ふじい みきはる）

（略歴） 1996年 4月 第一東京弁護士会登録
2003年 5月 藤井総合法律事務所開設
2008年 5月 当社社外監査役就任（現任）
2008年 10月 八重洲法律事務所パートナー
イーパックシステムズ株式会社（現エー・フレーム株式会社）社外監査役就任（現任）
2018年 8月 八重洲グローバル法律事務所パートナー（現任）

以 上

招集通知

事業報告

連結計算書類

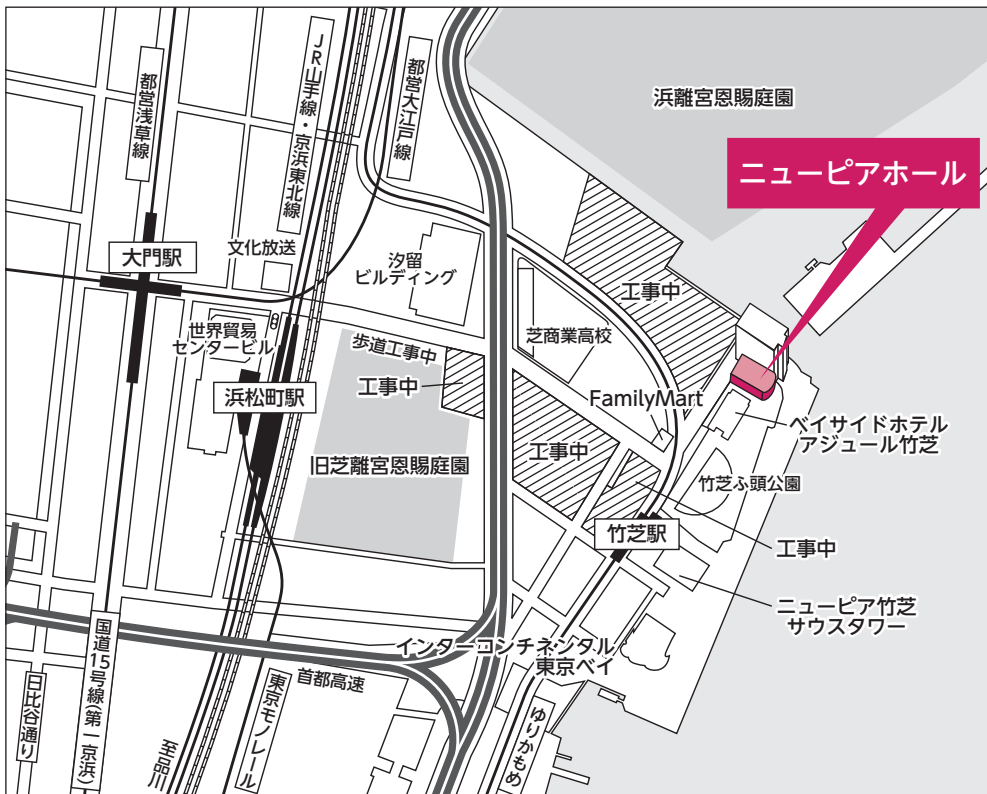
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

定 時 株 主 総 会
会 場 ご 案 内 略 図

会場 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール



会場まで

- | | | |
|----------|--------------------|--------|
| ●東京臨海新交通 | ゆりかもめ 竹芝駅東口より | 徒歩約3分 |
| ●JR | 山手線・京浜東北線 浜松町駅北口より | 徒歩約8分 |
| ●都営地下鉄 | 大江戸線・浅草線 大門駅B1出口より | 徒歩約9分 |
| ●東京モノレール | 東京モノレール 浜松町駅より | 徒歩約10分 |

◎当会場はご来客用の駐車場、駐輪場がございませんので、お車、自転車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。

◎会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。



Tri▶Stage
株式会社トライステージ

株式会社トリステージ
〒105-0022 東京都港区海岸一丁目2番20号

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。